

仙台市農業委員会第76回総会議事録

○ 開催日時 令和6年7月30日（火曜日）午後1時30分から午後3時14分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会 長	1 番 赤間 敬			
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫			
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾	
		7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫	
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治	
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和	
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生	
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳		

○ 欠席委員 1人 6番 小野寺 潔

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 協 議

(1) 令和6年度全国農業新聞の普及推進方針（案）

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出について

(6) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和6年度農地基本台帳補正調査について（案）

7 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 農地利用最適化推進委員担当地区一覧

(3) 退任委員からの「業務引き継ぎ書」の配付について

(4) 令和6年度農業者年金加入推進名簿の配付等について

(5) 他農業委員会におけるタブレットの活用状況の概要について

(6) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務課長	櫻井 健二	副主幹兼振興係長	山本 幸子
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第76回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしく願いいたします。</p>	
議 長 (赤間会長)	<p>本日は、6番 小野寺潔 委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、5番 大泉権吾 委員、7番 菊地郁夫 委員を指名いたしますので、よろしく願いします。</p>	
議 長	<p>議事に入る前に、あっせん会に関する報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。</p>	
嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)	<p>報告いたします。はじめに、先ほど開催しました農地移動適正化あっせん事業運営委員会において、あっせん事業運営委員会委員長に、私(嶺岸若夫委員)が、副委員長に大泉権吾委員が選任されましたことを報告いたします。 続いて7月5日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、若林区荒井の農地で、売渡申出人は代理人が、買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から大泉権吾委員と農地利用最適化推進委員から高山真里子推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改</p>	

良区賦課金の負担方法についても確認しました。

2件目は、若林区三本塚の農地で、売渡申出人と買受申出人は双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から大泉権吾委員と農地利用最適化推進委員から遠藤正彦推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の報告を終わります。

(午後1時39分)

議 長

議案に入ります。

第1号議案から第2号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、7月23日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第1号議案については、相原元浩委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子亮一推進委員、奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による新規就農が2件、贈与による規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による新規就農が1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を柴田市郎委員から、番号3番と4番を私（大泉権吾委員）から、番号5番と6番を庄子みゆき委員から、番号7番と8番を三浦彰芳委員からします。番号1番、4番、5番、6番、8番は口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにします。番号1番は相原元浩委員関連の案件でありますので、相原元浩委員は退席していただきます。

(相原元浩委員退席)

議 長

それでは、番号1番を審議します。調査結果は、口頭報告で行います。

柴田市郎委員
(12番)

番号1番は、賃貸借により新規就農するものです。譲受人は、農産物の生産加工・販売等を目的とする一般法人で、現在トラクター1台を所有し、役員4人で9aの農地にセリを栽培する計画です。一般法人ですので解除条件付きの賃貸借

となるものです。7月9日に大里重市農業委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号1番は、許可と決定いたします。

第1議案の番号1番が終了しましたので、相原元浩委員は入室してください。

(相原元浩委員入室)

議 長

引き続き、番号1番を除いた7件(番号2番・3番・4番・5番・6番・7番・8番)を審議することにします。

(書面報告)

(12番柴田市郎委員報告)

番号2番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、家族2人で1aの農地を耕作しています。6月24日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく許可相当と調査いたしました。

(5番大泉権吾委員報告)

番号3番は、贈与による農業承継です。親から子へ、持分贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で146aの農地を耕作しております。7月10日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第

2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員
(5番)

番号4番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。譲受人は、農業を営む予定の株式会社で、農地所有適格法人としての要件を満たすものです。法人の代表は、かねてより付き合いのある譲渡人及び近隣農家の下で3年間の農業研修を行っています。農機具は、トラクター1台、田植機1台、耕うん機1台、収穫機1台を、農地購入時に譲渡人から取得する予定で、代表者1人で307aを耕作する計画です。作物は、水稻と野菜等を栽培する計画です。なお、今回取得する農地のうち210aは、今年2月に譲渡人が農地法第3条許可を受け取得したのですが、ご本人の体調不良が原因で急遽全面積を売買することになったものです。7月10日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、一部に不耕作を確認しております。この不耕作地は、以前譲渡人が取得する際にも課題になっておりましたが、引き続き譲受人が早々に土壌改良し耕作する計画を確認しております。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

庄子みゆき委員
(13番)

番号5番と6番は、譲受人が共通するため、一括して報告します。売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族3人で267aの農地を耕作しております。7月9日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(19番三浦彰芳委員報告)

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。令和6年7月5日開催のあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植と稲刈は作業委託により、家族4人で220aの農地を耕作しています。7月12日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

三浦彰芳委員 (19番)	番号8番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、これまで数年間譲渡人の農地で農業の手伝いをしており、今回農地を取得し、新規就農するものです。家族2人で3aの農地に大根、ジャガイモ、トマト、玉ねぎ、イチゴを栽培し、自家消費する計画です。7月12日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。
議 長	第1号議案の番号1番を除く番号2番から8番の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。
菊地郁夫委員 (7番)	参考までにお聞きしますが、4番の新規就農の案件は、今回改めて農業を始めるようですが、何歳ぐらいの方なのでしょう。
大泉権吾委員 (5番)	50歳ぐらいの方です。
菊地郁夫委員 (7番)	以前はどんな仕事をされていたのでしょうか。
大泉権吾委員 (5番)	不動産関係の方だそうです。譲渡人と共に農業をしたいということで、これまで研修してきたそうですが、譲渡人が体調を崩されたので、今回譲受人が引き受けることになったそうです。本来であれば今すぐ農業を始める予定ではなかったようですが、譲渡人の体調の事もあり、急遽取得に至ったと、聞き取りしています。
阿部康幸委員 (4番)	番号7番ですが、これは7月5日に行ったあっせん会で成立した案件2件の内の1件だと思います。農地法第3条申請の締切が毎月10日なので、この1件は今月の締切に間に合ったから載っている、ということでしょうか。 あっせん会で成立した時点で、農地法第3条申請の手続きも農業委員会事務局の方で行うと思っていたのですが、そうではなかったのでしょうか。
事務局農地係長	あっせんが成立した農地につきましては、農地法第3条申請の手続きは、通常通り買受人もしくは譲渡人のどちらかが、書類作成や添付書類の準備等をしていただき、申請していただくこととしております。今回議案となった1件は、7月5日にあっせんが成立して、10日の締切に間に合いましたので、今回の議案としておりますが、もう1件は来月以降の申請として受け付け、審議することとなります。
阿部康幸委員 (4番)	委員からも、申請がまだ出されていないようですよ、と声かけなどはした方が良いでしょう。
事務局農地係長	事務局から、申請の準備の状況については、連絡して確認するなどをして、適

切に対応させていただきたいと思います。万が一、連絡がつかない等あった場合には、地域の委員の皆様にお手伝いを求める場合もあるかと思いますが、そうでなければ事務局から確認させていただきます。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案番号2番から8番までについて、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号2番から8番については、許可と決定いたします。

(午後1時58分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、齋藤清太委員の4名で行いました。今回の申請は、集会所に転用するものが1件、資材置場に転用するものが4件、道路に転用するものが1件、駐車場に転用するものが2件、作業ヤードに一時転用するものが2件の合計10件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を郷古雅春委員から、番号4番と5番を相原元浩委員から、番号6番と7番を松原菊男委員から、番号8番から10番を齋藤清太委員からします。番号1番、4番、7番、8番、9番は、口頭報告をします。

郷古雅春委員
(9番)

番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田720㎡を転用し、資材置場に635.03㎡、通路等に81.97㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のこ

とから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(9番郷古雅春委員報告)

番号2番と3番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田畑2,154㎡を転用し、資材置場に1,300㎡、駐車場に210㎡、通路等に644㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

相原元浩委員
(3番)

番号4番は、賃借権の設定により、作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域及び農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。申請は、電気事業者が畑9,564㎡のうち573.4㎡を一時転用し、作業ヤードに558.05㎡、休憩所等に15.35㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和7年1月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(3番相原元浩委員報告)

番号5番は、賃借権の設定により、作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と

判断しました。申請は、電気事業者が畑 3,250 m²のうち 849.01 m²を一時転用し、作業ヤードに 833.66 m²、休憩所等に 15.35 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和7年1月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(18番松原菊男委員報告)

番号6番は、売買により、道路に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築業者が田 242 m²のうち 34.82 m²を転用し、道路に利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで現地を道路として使っていたことに対し、顛末書が提出されております。また、宅地造成のための道路の設置であることから開発区域に含まれており、令和6年4月5日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可日と同日の許可日となります。)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員
(18番)

番号7番は、売買により、資材置場に転用するものです。転用面積が3,000 m²を超えていることから聞き取り調査を実施しました。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑 4,614 m²を転用し、資材置場に 3,366 m²を、通路等に 516 m²を、保護法面に 732 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで農業用施設として一部使用していたことに対し、譲渡人から始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

齋藤清太委員
(10 番)

番号 8 番と 9 番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断しました。申請は、水道工事業者が田 741 m²を転用し、隣接する駐車場を拡張するため、駐車場に 341 m²、通路等に 400 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。第 1 種農地は原則農地転用できませんが、既存施設の拡張で既存施設の敷地の 1/2 以下であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(10 番齋藤清太委員)

番号 10 番は、売買により、集会所に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域で、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、認可地縁団体が畑 691 m²を転用し、宅地等を含む事業面積 1,915.61 m²を集会所に 293 m²、駐車場に 238 m²、施設管理用地に 659.61 m²、道路等に 725 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額、認可地縁団体への出資者からの出資金であり、金融機関の残高証明書と資金導入に係る覚書が提出されております。また、令和 6 年 6 月 19 日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可日と同日の許可日となります。)以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時09分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和6年度全国農業新聞の普及推進方針(案)」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —</p> <p>(1)「令和6年度全国農業新聞の普及推進方針(案)」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(1)「令和6年度全国農業新聞の普及推進方針(案)」は、承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時13分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページに記載のとおり6件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページに記載のとおり6件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、5ページに記載のとおり4件ありました。(5)送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出については、6ページに記載のとおり1件ありました。(6)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻については、7ページに記載のとおり1件ありました。(7)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんが成立したものが2件、取り下げが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p>

	農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(8)「令和6年度農地基本台帳補正調査について(案)」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	— 報告 — (8)「令和6年度農地基本台帳補正調査について(案)」
議 長	報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後2時21分)</p>
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間敬 会長)からいたします。 資料3 をご覧ください。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農地利用最適化推進委員担当地区一覧」を、事務局から説明願います。
事務局副主幹	— その他 — (2)「農地利用最適化推進委員担当地区一覧」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「退任委員からの「業務引き継ぎ書」の

	配付について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「退任委員からの「業務引き継ぎ書」の配付について」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「令和6年度農業者年金加入推進名簿の配付等について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (4)「令和6年度農業者年金加入推進名簿の配付等について」
議 長	ご質問等はございますか。
阿部康幸委員 (4番)	農業者年金は厚生年金に加入されている方は、加入できないと思いますが、私 が知っている方で、この農業者年金加入推進名簿に、明らかに厚生年金に加入さ れている方、また、既に農業者年金に加入されている方も一緒に載っているの ですが、何故でしょうか。
事務局副主幹	既に農業者年金に加入されている方や、厚生年金に加入されている方を名簿か ら削除してしまいますと、加入推進の声掛けをしても良いのかどうか分からなく なってしまうので、「農業者年金加入済」や「厚生年金加入済」と記載の上、全員 載せております。
阿部康幸委員 (4番)	加入推進できない人については網掛けになっているとはいえ、同じ一覧の中に 記載されていると分かりにくいので、次回以降は一覧の体裁を検討し直して欲し いです。
事務局副主幹	承知しました。
庄子みゆき委員 (13番)	知っている方で確実に厚生年金入っている方が、農業者年金の加入推進名簿に 「厚生年金に入っているため除外」という形でも掲載されていなのですが、何故 でしょうか。
事務局副主幹	厚生年金に加入しているか否かというのは、農業委員会事務局では知り得ない 情報ですので、農地台帳等を基にまず名簿を作成し、農協に確認していただい ています。しかしながら、農協でもその方がどの年金に加入しているのか分から ないことが多く、また、年金加入の状況については頻繁に変わりますので、実際

加入推進のためにお声がけしてしまわないように、事務局まで情報をいただけると有難いです。教えていただいた方については、次年度以降加入推進しないよう一覧に反映いたします。

議 長

他に何かございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(5)「他農業委員会におけるタブレットの活用状況の概要について」を、事務局から説明願います。

事務局課長

— その他 —

(5)「他農業委員会におけるタブレットの活用状況の概要について」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局振興係

— その他 —

(6)「事務局からの連絡事項について」

- 1 「令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)」に対する意見について
- 2 令和6年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について
- 3 雇用就農資金のチラシ
- 4 8月～9月の予定表
- 5 他市町村農業委員会だより等(新潟市)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者から願います。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第76回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時14分)